

中央市通学者鉄道利用料金助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、本市から県外の大学等に鉄道を利用して通学する者に対し、通学定期券の購入費用の一部を助成することにより、その経済的負担を軽減するとともに、県外に通学を契機にした転出を抑制し、本市への定住促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学定期券 県内に存する駅から県外の大学等に通学するための鉄道会社において発券する通学用の定期券をいう。
- (2) 大学等 鉄道会社によって通学定期券の発行が可能である学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内に存する駅から県外の大学等に通学する者
- (2) 鉄道会社から通学定期券の発行を受けている者
- (3) 世帯の全員に市税等の滞納がない者
- (4) 世帯の全員が中央市暴力団排除条例(平成24年中央市条例第16号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (5) 山梨県が提供する県内就職に資するメールマガジンに登録している者
- (6) 山梨県が実施するアンケート調査について、助成金の交付決定を受けた年度の10月1日から3月31日までの間に回答できる者

(助成対象期間)

第4条 助成の対象となる期間(以下「助成対象期間」という。)は、令和4年10月1日から令和7年3月31日までとする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、前条の助成対象期間に係る県外の大学等に鉄道を利用して通学する助成対象者の通学定期券の購入費用とする。ただし、助成対象期間内において、助成対象者が卒業、退学、休学等の事由により通学を行わなくなったときは、その事実が発生した日までの当該費用とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、1月当たり2万円を基準額とし、基準額に購入した通学定期券の月数を乗じて得た額と当該通学定期券の購入金額とを比較していずれか少ない額とするものとする。

2 前項の助成金の額の算出に当たり、1月に満たない月の助成金の額は日割り計算により算出するものとする。

3 前2項の規定により算出した助成金の額に100円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者又はその保護者は、中央市通学者鉄道利用料金助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 通学定期券の写し

(2) 大学等に在学していることが証明できる書類(学生証の写し、在学証明書等をいう。)

(3) 住民基本台帳及び市税等の収納状況の確認に関する同意書(様式第2号)

(4) 振込口座が確認できる通帳の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、購入した通学定期券の通用期間内までに申請するものとする。

(助成金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認められるときは、中央市通学者鉄道利用料金助成金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を当該助成金の申請をした者が指定する口座に振込の方法により交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請又は不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 通学定期券を第三者に貸与し、又は売却等の行為を行ったとき。

(3) 助成対象期間内において、通学定期券の払戻しをしたとき。

(4) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の返還を命ずるときは、中央市通学者鉄道利用料金助成金返還通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。この場合において、助成金の返還額は、通学定期券の利用日数等を考慮して市長が決定するものとする。

3 前2項に規定する助成金の交付決定の取消し及び助成金の返還により、交付決定者に損害が生じた場合においては、市はその賠償の責めを負わない。

(協力)

第10条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて情報の提供及びその他の協力を求めることができる。

(情報の公開)

第11条 市長は、前条の規定により得た情報について、氏名、生年月日、性別、住所その他個人が特定できる情報を除き公表することができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第8条の規定による助成金の交付の決定があったものについては、同日後もなおその効力を有する。

(助成対象期間に関する特例)

3 第3条の規定に該当する者であって、県外の大学等に鉄道を利用して通学するための通学定期券の通用期間に令和4年4月1日から同年9月30日までの間を含む通学定期券(令和4年4月1日から同年9月30日までの間の通用期間の通学定期券を含む。)の購入費用については、第4条の規定にかかわらず、助成の対象とする。この場合における第7条の規定の適用については、同条第1項第1号中「通学定期券の写し」とあるのは、「通学定期券の写し又は通学定期券を購入したことを鉄道会社が証する書類」と、同条第2項中「購入した通学定期券の通用期間内」とあるのは、「令和5年3月31日」とする。